

FAMILY CARE SPECIALIST

2026年9月版

家族ケア専門士 想定問題集

解説つき 全問オリジナル作成

6

問収録

無料サンプル版

製品版は全300問

SKILL BASE CAMP

本書は非公式の学習教材です。試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。
公的機関の公表資料および一般に公開された情報のみに基づき、著者が独自に作成しています。

本書について

本書は、家族ケア専門士の想定問題集（全300問）の**無料サンプル版**です。製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、6問を抜粋しています。

対象	家族ケア専門士の受験者
-----------	-------------

出題形式	本試験はパソコン試験（CBT）・90分・90問の択一または択多問題。本書は学習のしやすさを優先し、4択の択一問題のみで構成している
-------------	---

収録数	6問（各章の問題のあとに解答・解説）
------------	--------------------

準拠	一般社団法人日本終末期ケア協会が公表する出題範囲「協会認定テキスト及び時事問題」（2026年9月時点）。本書は同協会の認定テキストを使用せず、法令・白書・ガイドライン等、一般に公開されている一次資料から独自に作問している
-----------	--

本試験の実施状況

本試験は一般社団法人日本終末期ケア協会が実施する。第1回（2025年）は受験1,712名・合格1,311名（合格率76.5%）、第2回（2026年）は受験1,407名・合格1,099名（合格率78.1%）。次回の第3回は2027年7月8日～25日に実施予定で、申込期間は2026年12月4日～2027年6月20日とされている（本書の制作時点＝2026年9月に公表されている情報による）。**合格基準・配点**は公表資料に記載がないため、本書では合格ラインには触れていない。

科目と配点

協会が公表している出題範囲は「協会認定テキスト及び時事問題」という一行のみで、科目ごとの出題数・出題割合は公表されていない。本書では、協会認定テキストの目次見出し（第1部・第2部）と、本書が独自に選んだ時事問題の論点をあわせた22項目の数の比（9：4：9）で、暫定的に3科目の分量を配分している。

「時事問題」の章は、介護・家族支援に関わる法令や白書・ガイドラインから本書が独自に選んだ論点であり、実際の試験でどの論点がどれだけ出題されるかとは関係がない。この配分は本書独自の仮の目安であり、本試験の出題比率を示すものではない。

解き方の目安

本試験は択一問題と択多問題が混在するが、本書は4択の択一問題だけを収録している。択多問題特有の「複数選ぶ」判断は本書の対象外である点に留意してほしい。表の数値から増減・構成比・倍率を求める計算問題と、家族への関わり方を判断させる事例問題も収めている。計算問題は、どの欄の数値を使うかを先に確定させてから計算に入ること。事例問題は、設問文のどの記述が判断の決め手になっているかを一つずつ確認する読み方を勧めたい。

収録内容

サンプル問題

6問 6

本書のご利用にあたって

本書をお読みになる前に、以下の事項をご確認ください。ご購入・ご利用をもって、これらに同意いただいたものとみなします。

- 1. 本書は非公式の学習教材です。** 家族ケア専門士を実施する機関（一般社団法人日本終末期ケア協会）の公認・監修・推奨を受けたものではなく、同機関および関係する事業者と 本書の著者との間に、資本関係・提携関係・その他一切の関係はありません。
- 2. 本書の問題・解説は、すべて著者が独自に作成したものです。** 試験問題を再現・引用したものではありません。また、公式テキスト、講座資料、他社の教材から文章を転載した箇所也没有ありません。作成にあたっては、官公庁等が公表している資料、法令、各種基準など、一般に公開されている情報のみを参照しています。
- 3. 本書は試験に出題される内容を予測・保証するものではありません。** 収録した問題は、公開されている出題範囲をもとに著者が独自に構成した想定問題であり、実際の出題との一致を意図したものでも、保証するものでもありません。 本書を学習しても合格を保証するものではありません。
- 4. 内容は制作時点の情報に基づきます。** 本書は2026年9月時点で公表されている情報にもとづいています。介護・家族支援に関わる制度・基準・法令は改正されます。本書の記述が最新の状況と異なる場合がありますので、実際の受験および実務にあたっては、必ず官公庁等が公表する 一次情報をご確認ください。
- 5. 内容の正確性について。** 著者は内容の正確性に努めていますが、誤りがないことを保証するものではありません。 本書の利用によって生じたいかなる損害についても、著者は責任を負いかねます。
- 6. 複製・再配布の禁止。** 本書は購入者ご本人が学習に利用する目的で提供されています。全部または一部を問わず、複製、転載、譲渡、貸与、公衆送信（インターネット上での共有・アップロードを含む）、 翻案することを禁じます。

7. 商標について。本文中に記載される試験名、団体名、製品名、サービス名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。これらの表示は、当該商品・サービスを説明する 目的で用いているものであり、権利者による本書の承認を示すものではありません。

サンプル問題

製品版の構成・難易度・解説の書き方を確認していただくため、全収録問題から抜粋しています。表を読み取る計算問題・事例問題も1問ずつ含めています。

問 1

変わりゆく家族の在り方

いとこの親等

次の表は、甲からみた親族の関係を示したものである。民法第726条の方法で数えたとき、甲と戊の親等として正しいものはどれか。

甲からみた親族の関係

人物	関係
甲	本人
乙	甲の父
丙	乙の父（甲の祖父）
丁	丙の子で、乙の弟
戊	丁の子

- A 二親等
- B 三親等
- C 四親等
- D 五親等

問 2

変わりゆく家族の在り方

単独世帯数の伸び

表は、国民生活基礎調査（2024年）の「世帯構造別、世帯類型別世帯数及び平均世帯人員の年次推移」から、1986年と2024年の値を抜き出したものである。2024年の単独世帯数は、1986年の単独世帯数の何倍にあたるか。小数第2位を四捨五入した値として、最も適切なものはどれか。

世帯総数と単独世帯の推移（国民生活基礎調査・推計数）		
区分	1986年	2024年
世帯総数（千世帯）	37,544	54,825
単独世帯（千世帯）	6,826	18,995
単独世帯の構成割合（％）	18.2	34.6

- A 1.5倍
- B 1.8倍
- C 1.9倍
- D 2.8倍

問 3

プロとしての家族支援

事例：不登校の中学生がいる家族

中学2年生のWさんは、半年前から学校を休みがちになった。父親は母親に「甘やかすから行かなくなる」と繰り返し責め、母親は責められるほどWさんに登校を強く迫り、Wさんは部屋に閉じこもることが増えている。家族はそれぞれ問題を解決しようと懸命だが、状況は悪くなるばかりである。家族療法のコミュニケーションモデルに沿った治療者の考え方として、最も適切なものはどれか。

- A** 母親の過保護な養育態度が不登校の原因であるとみて、まず母親に関わり方を改めるよう指導する。
- B** 家族それぞれの解決の努力が互いに影響し合って不登校を維持しているとみて、変わりうる関係の1つから働きかける。
- C** Wさん本人の性格に原因があるとみて、家族とは切り離し、Wさんとの個人面接だけ続ける。
- D** 父親が母親を責めていることが原因であるとみて、父親を家族機能不全の責任者として直面させる。

問 4

プロとしての家族支援

意思を推定できない家族への関わり（事例）

長く自宅で療養してきたA氏（80代）は、病状が進んで人生の最終段階を迎え、自らの意思を伝えることができなくなった。A氏は元気なころに医療やケアの希望を家族に話したことがなく、長女は「父がどう考えていたのか、見当がつかない」と話している。厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」に照らして、医療・ケアチームの対応として最も適切なものはどれか。

- A** 長女に「一般的に多くの人が望む内容」を示し、それをA氏の推定意思とみなして方針を決め、以後は見直さない。
- B** 長女が本人の意思を推定できない以上、長女を話し合いから外し、医療・ケアチームだけで方針を決めて長女に結果を伝える。
- C** A氏にとって何が最善かについて、A氏に代わる者として長女と十分に話し合い、A氏にとっての最善の方針をとる。状態の変化等に応じてこの話し合いを繰り返す。
- D** A氏の意思が確認できないため、方針の決定はA氏の意思が確認できるまで保留し、それまでは現在の医療・ケアをすべて中止する。

問 5

時事問題

高校生のケースを支援対象とみるか

次の事例を読み、施行通知の考え方に照らして最も適切な対応を選べ。市区町村のこども家庭センターの職員が、高校2年生（17歳）のAさんについて学校から相談を受けた。Aさんは、精神疾患のある母親の通院の付き添いと、小学生の弟の世話を毎日担っている。遅刻が増え、部活動もやめたが、面談では「家のことは自分がやるのが当たり前。困っていない」と話している。

- A 家族の世話のうち、法文上明示されているのは介護だけであるため、通院の付き添いと弟の世話は「日常生活上の世話」に当たらないと判断し、支援の対象外とする。
- B Aさん本人が「困っていない」と述べているため、「過度に」世話を行っている状態には当たらないと判断し、本人から相談があるまで支援の検討を控える。
- C Aさんの負担や生活上の支障への自覚がないことも考えられるため、範囲を狭めないよう留意し、客観的な状況と本人の受け止めの両方を踏まえて、最善の利益の観点から個別に支援の要否を判断する。
- D 母親の疾患は精神保健福祉分野の支援の対象であるため、Aさんについてはこども家庭センターで判断せず、精神保健福祉センターに引き継いで支援の要否の判断を委ねる。

問 6

時事問題

「新しい認知症観」

認知症施策推進基本計画（令和6年12月）は、国民一人一人が「新しい認知症観」に立つことを求めている。基本計画が示す「新しい認知症観」の説明として、最も適切なものはどれか。

- A 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方
- B 認知症は早期発見と早期治療によって進行を止められる病気であり、一人一人が予防に取り組み、治療の取組を施策の最優先に置くことで、認知症の人ができる限り少ない地域社会をつくり続けることができるという考え方
- C 認知症の人を地域で支える対象として位置付け、家族等と保健医療福祉の専門職が連携して本人の安全な生活を守ることを、住み慣れた地域での施策の立案と実施の中心に据えるという考え方
- D 平成16年に「痴呆」という用語が「認知症」に改められた際に示されたもので、用語の変更を通じて認知症に対する誤解や偏見を解消し、認知症の人が地域で孤立しないようにしていこうとする考え方

解答・解説

問 1 正解 C 変わりゆく家族の在り方 いとこの親等

甲と戊は傍系の血族（いとこ）であり、第726条第2項により、甲から同一の祖先である丙までさかのぼり、丙から戊まで下る世代数を数える。

甲と戊の親等の計算

たどる区間	世代数
甲 → 乙 → 丙（さかのぼる）	2
丙 → 丁 → 戊（下る）	2
合計	4

$2 + 2 = 4$ で、甲と戊は **四親等の血族** となる。したがって **C** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。甲から同一の祖先である丙までさかのぼる2世代だけを数えた場合の値である。B は誤り。甲と丁（おじ）の親等である。甲から丙まで2世代、丙から丁まで1世代で $2 + 1 = 3$ となり、戊まで下る1世代が抜けている。D は誤り。甲から戊までの人物の数（甲・乙・丙・丁・戊の5人）を数えた場合の値で、世代数ではない。

出典 民法 第726条第2項

問 2 正解 D 変わりゆく家族の在り方 単独世帯数の伸び

倍率は「2024年の世帯数 ÷ 1986年の世帯数」で求める。

単独世帯数の倍率

段	計算	結果
2024年÷1986年	$18,995 \div 6,826$	2.78…
小数第2位を四捨五入	2.78…	2.8

単独世帯は38年ほどの間に約2.8倍になり、2024年には世帯構造のなかで最も多い形になっている。したがって **D** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。世帯総数の倍率 ($54,825 \div 37,544 = 1.46\dots$) を求めた値である。B は誤り。増加数を1986年の値で割った増加率 ($(18,995 - 6,826) \div 6,826 = 1.78\dots$) を倍率と取り違えた値である。C は誤り。構成割合どうしの比 ($34.6 \div 18.2 = 1.90\dots$) であり、世帯数の倍率ではない。

出典 厚生労働省「2024（令和6）年 国民生活基礎調査の概況」 | 1 表1

問 3 正解 B プロとしての家族支援 事例：不登校の中学生がいる家族

中村（2017）によれば、家族療法家は不登校の子どものいる家族のやりとりを、家族員が相互に影響し合う円環的なパターンとして描く。このパターン自体が問題解決のために家族が引き起こしたものであるが、解決の努力が問題を維持している。治療者は可変性のある1つの関係に働きかけ（例として、父親と信頼関係を築き、母親を責め立てることから労わることへ変えるよう働きかける）、他の関係の変化を促す。したがって **B** が正しい。

他の選択肢 **A** は誤り。「過保護な母親」のように家族の「誰か」を原因とみる仮説は、従来のとらえ方として挙げられているもので、円環的なものではない。**C** は誤り。問題を個人の特性ではなく家族員間の関係の問題として定義し直すのが家族療法の考え方である。**D** は誤り。父親に働きかけること自体はありうるが、特定の家族員を機能不全の「犯人」にしないことが円環的な考え方の治療的利点とされており、父親を原因とみる点が誤りである。

出典 中村伸一「家族療法のいくつかの考え方」家族社会学研究29(1)（2017）Ⅴ システム論とコミュニケーション・モデル

問 4 正解 C プロとしての家族支援 意思を推定できない家族への関わり（事例）

本人の意思の確認ができず、家族等も本人の意思を推定できない場合、ガイドラインは、本人にとって何が最善かについて、**本人に代わる者として家族等と十分に話し合い**、本人にとっての最善の方針をとることを基本とする。また、時間の経過、心身の状態の変化、医学的評価の変更等に応じて**このプロセスを繰り返し行う**としている。したがって **C** が正しい。

他の選択肢 A は誤り。一般論を本人の推定意思とみなす手順は示されておらず、状態の変化等に応じてプロセスを繰り返すこととされている。B は誤り。推定できない場合でも、家族等と十分に話し合うことが基本であり、家族等を話し合いから外すという記述はない。D は誤り。意思が確認できない場合の手順はガイドラインに示されており、確認できるまで保留して医療・ケアを中止するという対応は書かれていない。

出典 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン（平成30年3月改訂）
2（2）②

問 5 正解 C 時事問題 高校生のケースを支援対象とみるか

施行通知の概要は、支援対象であるかの判断に当たっては範囲を狭めることのないよう十分留意し、一人一人のこども・若者の客観的な状況と主観的な受け止め等を踏まえながら、最善の利益の観点から個別に判断することが重要としている。また、こどもは自身の負担や不調、生活上の支障に対する自覚がない場合も考えられるとしている。Aさんは遅刻が増え部活動をやめており、健やかな成長・発達に必要な時間が奪われている可能性がある。したがって C が正しい。

他の選択肢 A は誤り。「家族の日常生活上の世話」には、介護に加え、幼いきょうだいの世話や見守り、心理的な配慮なども含まれるとされている。B は誤り。本人の受け止めは判断材料の一つだが、通知は自覚がない場合も考えられるとし、客観的な状況と合わせて判断するとしている。D は誤り。通知は精神保健福祉分野との連携を効果的なアプローチとして挙げているが、支援対象かの判断は都道府県・市区町村（こども家庭センター等）で行うものとされ、判断を他機関に委ねる扱いは示されていない。

出典 こども家庭庁「ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について」4頁「法改正に係る施行通知の概要①」＜定義＞・（１）①、5頁②（精神保健福祉分野との連携によるアプローチ）

問 6 正解 A 時事問題 「新しい認知症観」

基本計画は、「新しい認知症観」を 認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方 と説明している。この考え方は、基本法の施行に先立って開かれた「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議」で理解促進の重要性が示されたものである。したがって **A** が正しい。

他の選択肢 **B** は誤り。基本計画は予防について、希望に応じて「新しい認知症観」に立った科学的知見に基づく予防に取り組めるようにすることを目標としており、予防と治療を最優先にする考え方を「新しい認知症観」とはしていない。**C** は誤り。基本計画は、認知症の人を単に「支える対象」としてではなく、一人の尊厳のある個人として捉えることが重要だとしている。**D** は誤り。平成16年に「痴呆」が「認知症」に変更され誤解や偏見の解消に努めることとされたことは前文に記されているが、「新しい認知症観」は幸齢社会実現会議で示されたものである。前文は、認知症になると何も分からなくなるという考え方が現在も根強く残っているとも述べている。

出典 認知症施策推進基本計画（令和6年12月）前文（基本法に基づく認知症施策の新たな展開、共生社会の実現）、（「新しい認知症観」に立つ）、（認知症の人と家族等が参画し、共に施策を立案、実施、評価する）、（誰もが認知症になり得る）、Ⅲ 8. 【施策の目標】

本章の出典

- 民法（明治29年法律第89号）第四編 親族 第一章 総則（第725条～第730条）（e-Gov 法令検索）
- 厚生労働省『平成13年版厚生労働白書』第1部第1章第3節「家族・職場・地域社会等との関係の変化」（要約）
- 文部科学省「家庭教育ってなんだろう？」（子供たちの未来をはぐくむ 家庭教育）
- 厚生労働省「2024（令和6）年 国民生活基礎調査の概況」Ⅰ 世帯数と世帯人員の状況（令和7年発表）
- 総務省統計局「令和2年国勢調査 人口等基本集計結果 結果の概要」Ⅴ 世帯の状況
- 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（令和6（2024）年推計）」
- 木下由美子「家族を看護する」『大分看護科学研究』3(2)（大分県立看護科学大学、2002年）
- 今井美佳・柳原清子「家族システムを解釈する方法としての『円環的認識論』—家族看護における位置づけと活用—」『家族看護学研究』第29巻（日本家族看護学会、2023年）
- 中村伸一「家族療法のいくつかの考え方」『家族社会学研究』29(1)（日本家族社会学会、2017年）
- 一般社団法人日本家族心理学会 公式サイト トップページ（2026年9月取得）
- 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」（平成30年3月改訂）
- 厚生労働省「『人生会議』してみませんか」ウェブページ（2026年9月取得）
- 厚生労働省精神・神経疾患研究委託費「統合失調症の治療およびリハビリテーションのガイドライン作成とその実証的研究」班「心理教育を中心とした心理社会的援助プログラムガイドライン」（2004年1月）
- 全国精神保健福祉会連合会「精神障がい者と家族に役立つ社会資源ハンドブック」（平成21年度厚生労働省障害者自立支援調査研究プロジェクト）
- 厚生労働省「認知症施策推進基本計画」（令和6年12月）
- こども家庭庁「ヤングケアラー支援の強化に係る法改正の経緯・施行について」（法改正の経緯・概要／現状と課題／法改正に係る施行通知の概要。施行通知は令和6年6月12日付けこ支虐第265号こども家庭庁支援局長通知）
- こども家庭庁「ヤングケアラーについて」（ウェブページ）
- 埼玉県ケアラー支援条例（令和2年3月31日埼玉県条例第11号）

-
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号、e-Gov 法令検索）
 - 認知症施策推進基本計画（令和6年12月、政府。認知症基本法第11条第4項に基づき国会に報告されたもの）

いずれも公的機関等が公表している資料です。制度は改正されるため、受験にあたっては必ず最新版をご確認ください。

家族ケア専門士 想定問題集

2026年9月版（第1.2版・2026年10月14日改訂）

発行：Skill Base Camp <https://skillbasecamp.com>

本書は非公式の学習教材であり、試験を実施する団体の公認・監修を受けたものではありません。

内容は公開情報に基づき著者が独自に作成しています。制作時点の情報に基づくため、制度の最新の状況は一次情報をご確認ください。

文中に記載される試験名・団体名・製品名は、各社の商標または登録商標です。本文中では ™ および ® を省略しています。